公正採用選考人権啓発推進員 （ 選任 ・ 変更 ） 報告書

推進員氏名	役　　職	選任 ・ 変更 年月日	前任者氏名 （変更の場合のみ記入）
		令和　　年　　月　　日	
		令和　　年　　月　　日	
		令和　　年　　月　　日	

上記のとおり公正採用選考人権啓発推進員を（選任・変更）しましたので報告します。

令和　　年　　月　　日

（　　）公共職業安定所長　殿

事　業　所　名		労働者数	人
		電　話	（　　）
		e-mail	
事業所所在地			
事　業　主　氏　名			
雇　用　保　険 適用事業所番号		＊非該当施設の場合は、記入は不要です。	
※　職業紹介事業者 許可番号			
※　労働者派遣事業者 許可番号			

【注意】

（1） 公正採用選考人権啓発推進員は、人事担当責任者など採用・選考に関する事項について相当の権限を有する方の中から1名選任してください。事業所の規模などから推進員の補助者を複数選任することは差し支えありません。

（2） 人事異動等により、公正採用選考人権啓発推進員が変更となった場合には、その都度速やかに変更について報告してください。

（3） ※欄については、該当する事業所のみ記入してください。

（お願い）

本報告には個人情報が含まれておりますので、郵送、メール送信により届け出される場合は、送付先、メールアドレスを十分確認の上、提出されるようお願い申し上げます。

※裏面をお読みください。

公正採用選考人権啓発推進員制度とは

≪制度の目的≫

日本国憲法に明記されている「職業選択の自由」を保障し、すべての人々の就職の機会均等が保障されるためには、雇用主の皆様方が同和問題をはじめとする人権問題を正しく認識し、応募者本人の適性と能力に基づく公正な採用選考を行っていただく必要があります。

このため、ハローワークでは、一定規模以上の事業所を中心に公正採用選考人権啓発推進員（以下「推進員」という。）の設置を図り、推進員に対し研修等を行うことにより当該事業所における公正な採用選考システムの確立を図ることを目的としています。

≪推進員の役割≫

推進員は、国民の就職の機会均等を確保するという視点に立って、次の事項について中心的な役割を果たしていただくことになっています。

イ．公正な採用選考システムの確立を図ること
ロ．職業安定行政機関との連絡に関すること
ハ．その他当該事業所において必要とする対策の樹立及び推進に関すること

すなわち、採用方針・採用計画をはじめ、選考基準・選考方法、求人（募集）活動、採否決定等について、国民の就職の機会均等を阻害していないかどうか点検し、公正な採用選考システムの確立を図っていただくことが必要です。

同時に、求人活動、面接等採用・選考にあたる方々も、同和問題などの人権問題についての正しい理解と認識に基づいて業務を遂行していただかなければなりません。推進員は、これら就職の機会均等の確保を図るため、当該事業所における中心的な役割を果たすとともに職業安定行政機関との連絡の窓口ともなっていただくことになっています。

その他当該事業所において必要とする対策の樹立及び推進とあるのは、事業所の自主的な取組みを要請するもので、個々の事業所において必要な対策について計画し、推進していただくことを雇用主に委ねているところであります。

≪推進員の設置対象事業所≫

推進員制度は、国民の職業選択の自由や就職の機会均等を確保し、雇用の促進を図るため、大分労働局ではおおむね次の基準に基づき、ハローワークが選定した事業所に対して、推進員の選任を勧奨することにしています。

また、労働者派遣事業や職業紹介事業の許可・届出事業所に対しても、推進員の選任を勧奨しています。

イ．常時使用する従業員の数が30人以上である事業所
ロ．常時使用する従業員の数が30人未満であって、高卒求人提出事業所又は自主的に選任する事業所

≪推進員の選任基準≫

推進員は雇用主が従業員のうちから選任するものですが、公正な採用選考システムの確立を図るうえで、当該事業所における中心的な役割を果たすことを期待するものですから、人事担当責任者等、従業員の採用選考等に関する事項について相当の権限を有する者から選任するよう、ハローワークが雇用主を指導することとしています。

新たに推進員を選任した場合や人事異動等により推進員に変更があった場合は、公正採用選考人権啓発推進員選任状況報告を事業所所在地管轄のハローワークに提出していただきますようお願いします。